

「新発田市地域応援商品券」取扱事業者募集要項

1 趣旨

昨今の物価高騰により影響を受けている市内経済の復興支援策として、新発田市地域応援商品券を発行し、地域における消費喚起、地域経済の好循環を創出することを目的とする本事業において、商品券の取扱事業者を募集する。

2 対象者

次の(1)(2)のいずれかに該当し、下記の誓約事項に同意する事業者。

- (1) 令和7年3月～7月に実施した「地域応援商品券」の登録取扱事業者
- (2) (1)以外の市内に店舗や事業所等がある、建設業、小売業、飲食業、サービス業、その他の事業者

〈誓約事項〉

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する店舗等の営業を行っていないこと。
- ・特定の宗教・政治団体と関係しないこと及び業務の内容が公序良俗に反しないこと。
- ・新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団に所属し、又は暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められないこと。
- ・その他法令または公序良俗に反していないこと。
- ・市が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。
- ・市のホームページ、その他広報媒体への掲載に同意すること。

3 登録方法

■ 上記対象者(1)に該当する事業者の場合

令和8年1月発行(予定)の登録取扱事業者及び店舗として取り扱います。

辞退される場合のみ所定の辞退届をご提出ください。

■ 上記対象者(2)に該当する事業者の場合

登録を希望する事業者は、所定の登録申請書に必要事項を記入し、郵送・メール・FAXのいずれかの方法でご提出ください。

各様式を令和7年12月24日(水)までにご提出ください。

登録手続完了後、登録証明書、取扱要項及び登録取扱店ステッカーを販売開始日の1週間前を目途に送付します。

※上記の締切後も登録申請を随時受け付けますが、市の発行するリーフレット等に掲載できない場合があります。

4 商品券の概要（予定）

- 発行総額 562,500,000円（1冊7,500円分を75,000冊）
 - 販売価格 1冊5,000円（額面7,500円分 プレミアム率50%）
 - 商品券の種類
 - ①共通券…商品券1枚あたり額面500円（7枚）
 - ②専門券…商品券1枚あたり額面500円（8枚）
 - 各商品券の詳細
 - ①共通券（大型店^{※1}・地元専門店^{※2}等ともに使用可能）
 - ②専門券（地元専門店のみで使用可能で、大型店とその店内のテナントでは使用不可）
- ※1 大型店…「売場面積が1,000㎡以上の小売業の取扱登録店」と定義する
- ※2 地元専門店…「大型店及びその店内テナント以外の小売業並びに飲食業、サービス業及びその他の業種の取扱登録店」と定義する
- 購入対象者 市内在住の各世帯
 - 購入限度 購入券1枚につき1～4冊まで
 - 使用可能期間 令和8年1月30日～令和8年12月31日（木）

5 取扱事業者の業務

- ・商品券使用期間内に商品券を持参した方に対し、記載金額に相当する商品やサービスの提供を行う。額面に満たない利用の場合、釣銭は出さない。
- ・受け取った商品券は、再流通を防ぐため厳重に管理すること。
- ・使用可能期間中は必ず登録取扱店ステッカーを店頭が目立つ場所に掲示すること。

6 換金請求手続

専用の換金請求書に必要事項を記入・押印し、使用済み商品券と登録証明書を添えて、「新発田市商工振興課」（新発田市中心3-2-22 松縁館ビル1階）へ直接お持ちください。

7 換金請求期間

販売開始日～令和9年2月1日（月）午後5時00分（土日祝日を除く）

※上記期間以外は一切応じられませんのでご注意ください。

8 換金手数料

事業者負担なし

9 換金振込

請求から1か月以内に、市の定期支払日（毎週木曜日）に指定口座に請求金額を振込みます。

10 使用対象外となる物品・サービス

- ① 商品券、プリペイドカード、図書券、はがき、切手、印紙、宝くじ等の換金性の高いものの購入及び電子マネーのチャージ
- ② 国や地方公共団体への支払い（税金、新発田市指定ごみ袋・指定収集券等）
- ③ 出資、投資、金融商品の購入
- ④ 債務の支払い（振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ⑤ 土地や家屋購入等の不動産に関わる支払い
- ⑥ 事業活動に伴う仕入等の支払い
- ⑦ たばこ事業法第2条第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑧ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に関わる支払い
- ⑨ 上記以外に、取扱登録事業者が指定する商品券使用除外商品※
※商品券使用者があらかじめ認識できるようにしてください（例：レジ・陳列棚等での掲示）

11 その他

- ・ 商行為以外での商品券等の換金や不正による商品券等の利用が発覚した場合は、換金金額の全額を返還してもらうほか、取扱事業者としての登録を取り消します。
- ・ 本要項は今後予告なく変更の可能性がありますのであらかじめご了承ください。

12 お問い合わせ

新発田市 商工振興課

※令和8年5月に移転いたしました。

〒957-0053 新発田市中心部3-2-22 松縁館ビル1階

TEL : 0254-28-9650

FAX : 0254-26-8585

E-mail : shoukou@city.shibata.lg.jp

営業時間：年末年始を除く平日 8時30分～17時15分